

## 介護予防・日常生活支援総合事業とみなし指定について

3/5 県長寿社会課

介護保険制度改正により、平成29年4月1日までに、各市町村が「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始することとなっています。

これは、要支援者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を市町村事業に移行させるもので、開始時期は、上記期限までの間で、各市町村ごとに判断されます。

近隣市町村が「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施した際、当該市町村からの利用者を受け入れる場合、みなし指定が必要となります。

みなし指定の期間は、原則として平成30年3月末までです。

### <例>平成22年7月1日に指定を受けた事業者

